

## 泉佐野市環境美化善行者表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、清潔で美しいまちづくりを推進するため、個人又は団体が市域で行う環境美化活動に対し、表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰対象活動)

第2条 表彰の対象となる活動は、市域において実施された活動で、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 清掃活動

ただし活動頻度が概ね月1回については2年以上、週1回については1年以上継続しているものに限る。

(2) 環境美化推進のための優れたアイデアの提供

ただし当該アイデアが、本市に採用されたものに限る。

(3) 環境美化推進のための寄付行為

ただし1件10万円相当額の金品の寄付に限る。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が環境美化の推進に著しく寄与すると認めた活動

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象となる者は、前条に規定する活動を実施した者で、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に在住する個人

(2) 市内に本拠をおく団体

(表彰者の選考)

第4条 市長は、表彰者を選考するにあたり、泉佐野市町会連合会に加入する町会の長及び市の部長職にある者から、所定の推薦書の提出を求めることができる。

2. 市長は、前項の規定による推薦書の提出があったときは、その内容を審査し、当該年度の予算の範囲内で表彰者を選考する。ただし予算の範囲を超える表彰対象者がいるときは、抽選により表彰者を決定するものとし、抽選に漏れた表彰対象者は、翌年度において優先的に選考するものとする。

3. 第2条第1号に規定する清掃活動と同様の活動により、本要綱の施行日前に市から表彰を受けた者は、表彰対象者としない。

(表彰の内容)

第5条 表彰は、年1回市長が定める日に行い、表彰状と記念品を表彰者又はその代理人に授与する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2. 泉佐野市環境美化推進功労者感謝状贈呈要領(平成1年9月1日)及び泉佐野市環境美化推進善行者表彰要領(平成9年8月1日)を廃止する。